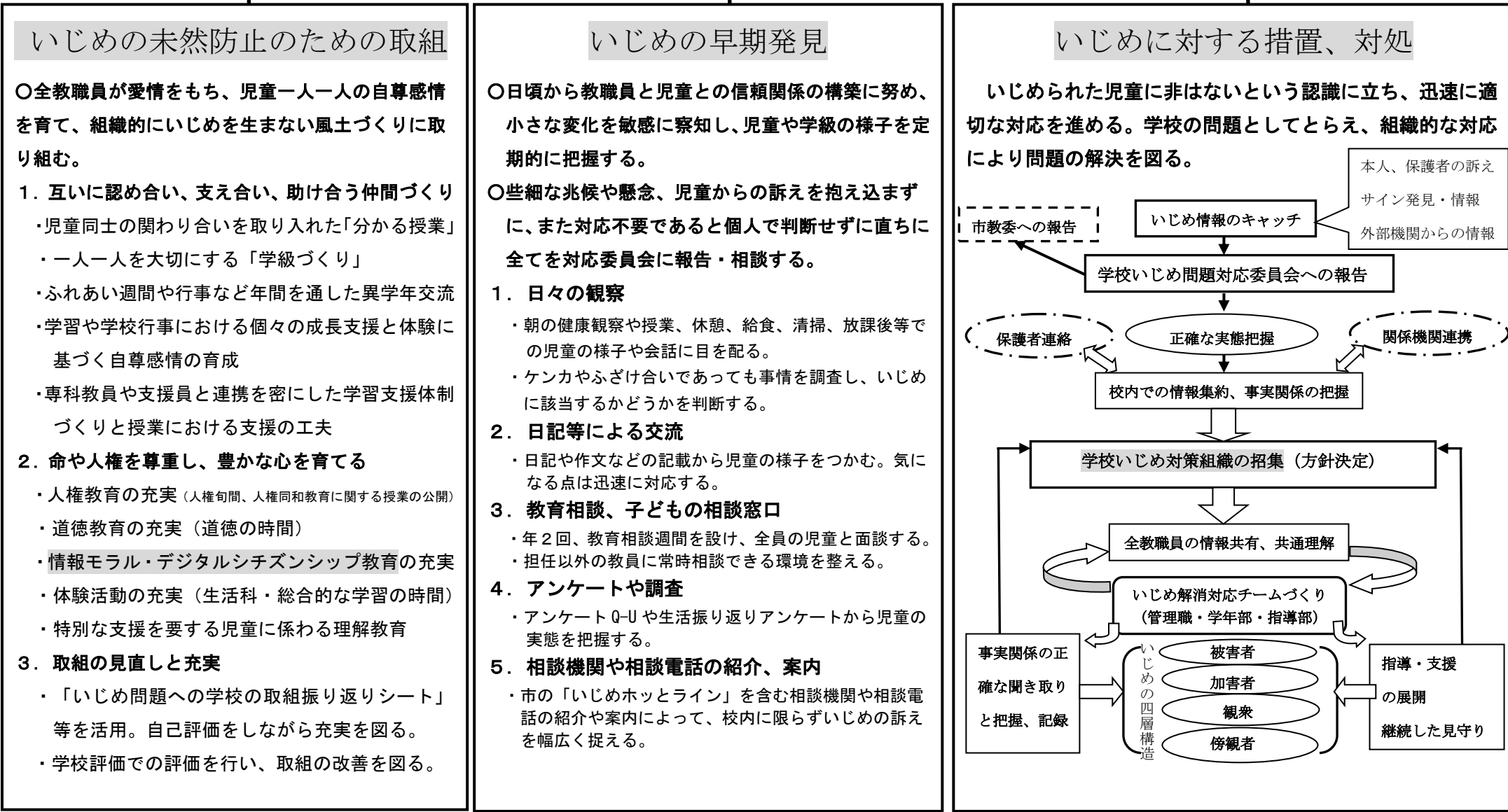
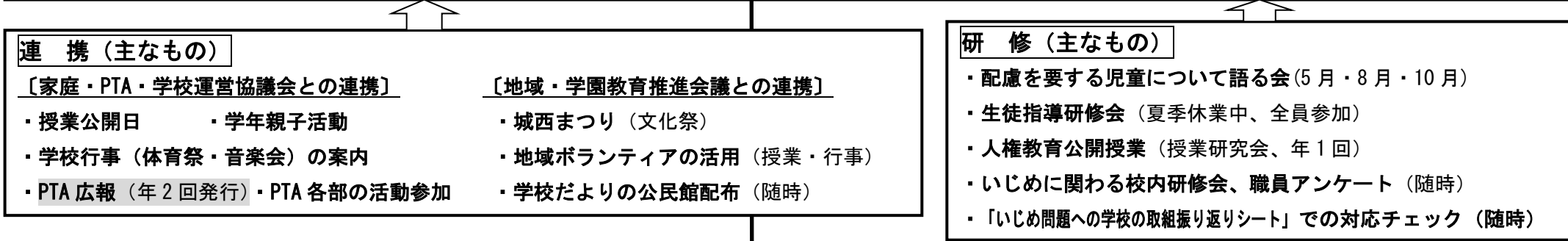
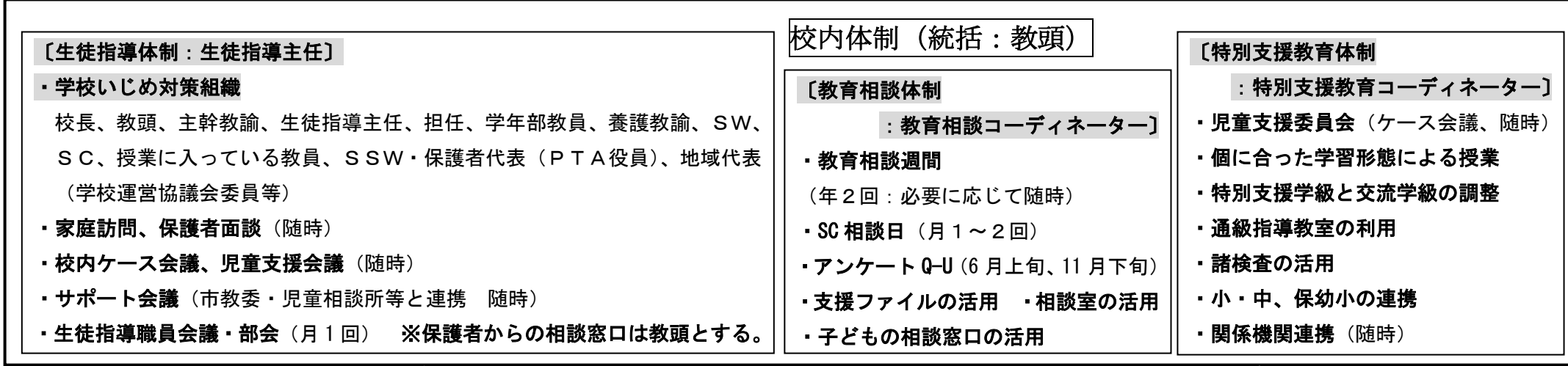
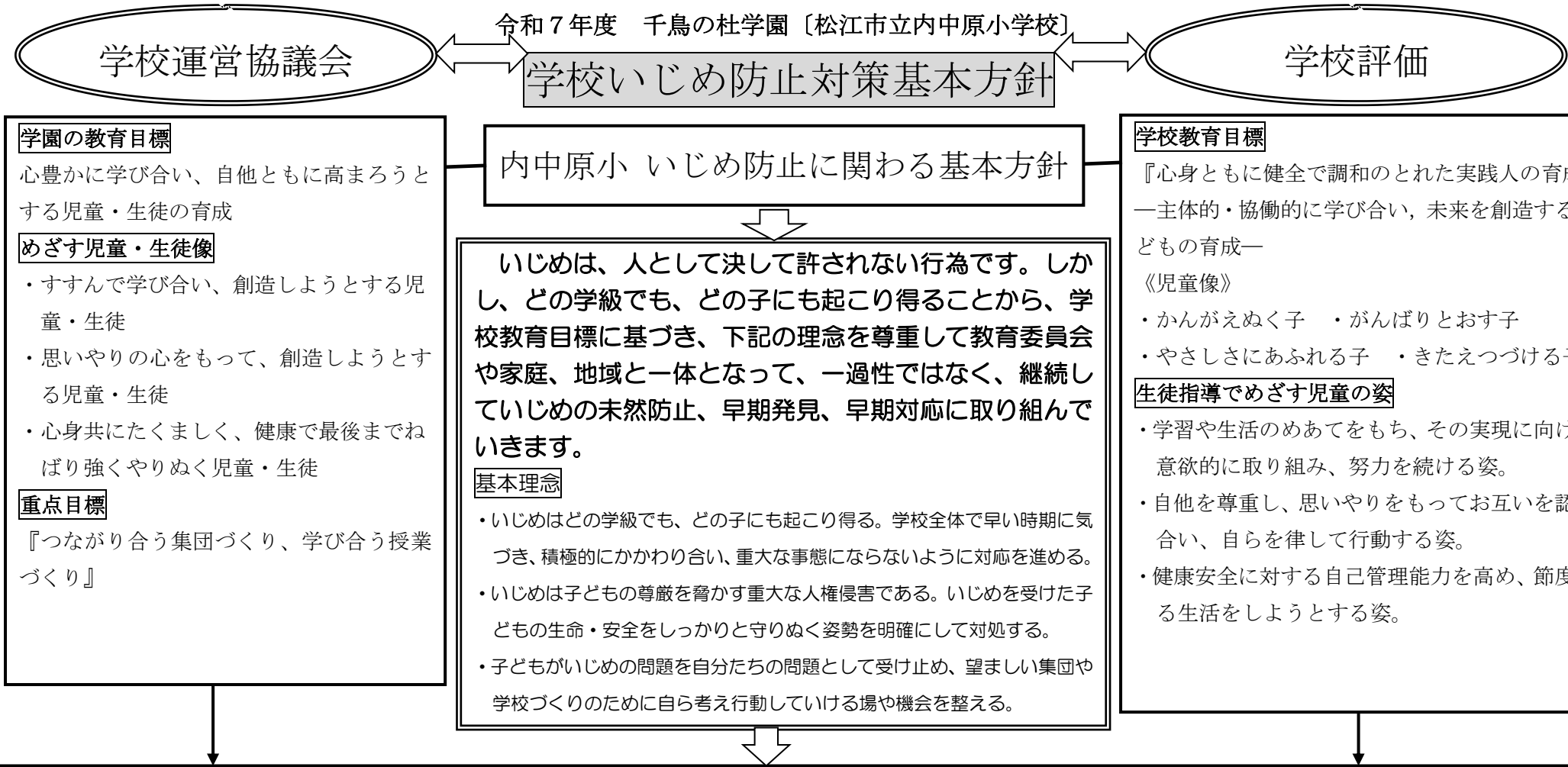




重大事態への対応

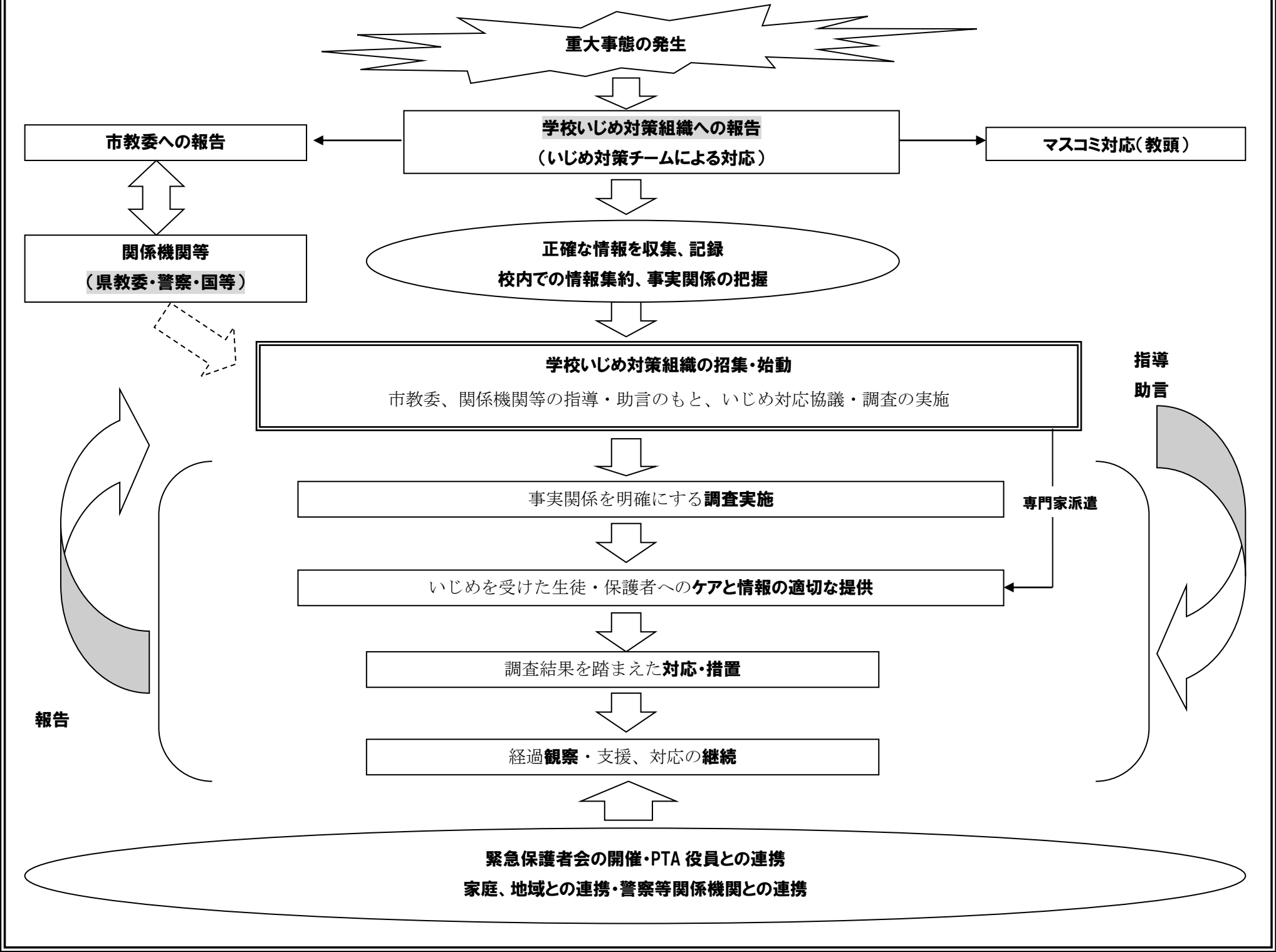
いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、直ちに教育委員会に報告する。以降は教育委員会の判断に従い対応を進める。調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年度 3 月 文部科学省）」に沿って対応する。

- 重大事態
- ①いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

・年間 30 日目安 ・一定期間連続して欠席しているような場合には迅速に調査に着手。
- ※子どもや保護者から申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。



- ※ 1 ネット上にいじめなどに通じる不適切な書き込み等を発見した場合
- ①

プロバイダに連絡し、直ちに削除する措置をとって、被害の拡大を防ぐ。
- ②

市教委に連絡し、適切な支援を依頼する。

- ※ 2 いじめが解消している状態について
- ・「いじめが解消している」状態とは、「いじめに係る行為が完全に止んでいること」、「被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと」とする。

参考 《いじめ初期対応の基本》（生徒指導推進室より）

- さ

最悪の事態を想定して
- し

慎重に
- す

素早く
- せ

誠意をもって
- そ

組織をあげて